

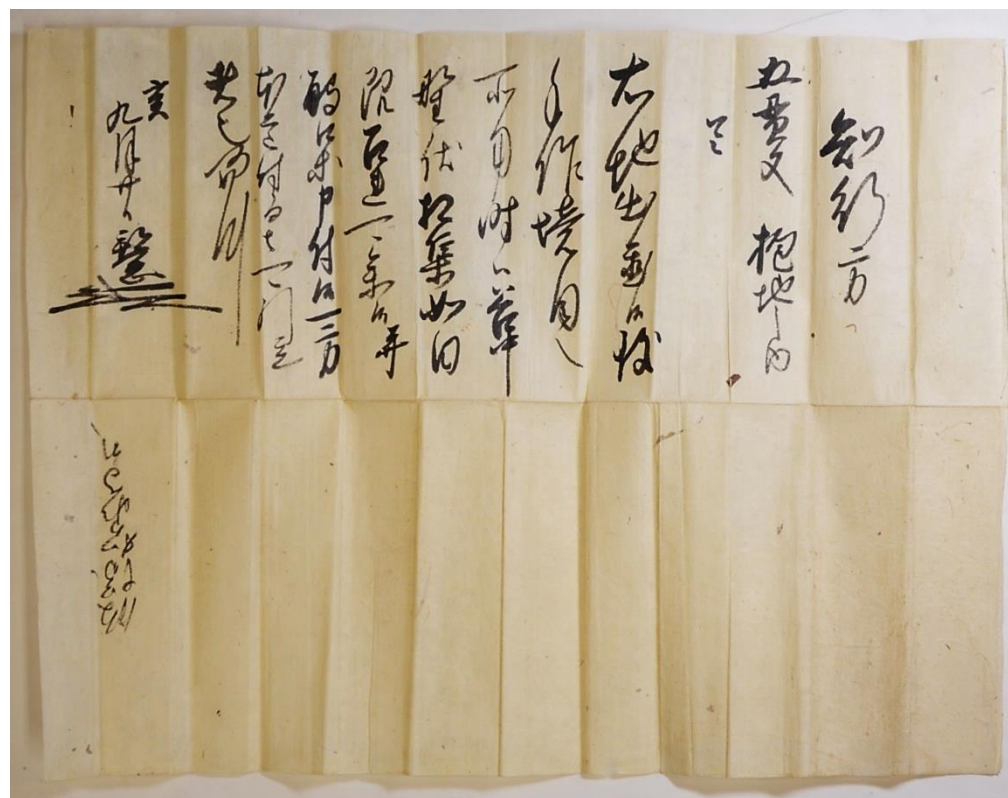
猪俣邦憲判物

亥（天正 15）年（1587）9 月 20 日

天正 15 年（1587）飯塚和泉守が、北条氏邦家老で箕輪城代だった猪俣邦憲の「抱地之内」から 5 貫文の知行地を与えられた史料です。北谷（三波川谷）は、一時猪俣氏の知行分となり、飯塚氏も猪俣氏被官（家臣）となり指揮下に入ったのでした。

飯塚和泉守は、「境目之所用」（境目で何か起きた時）に際しては、北谷中の野伏（野武士＝武装化した農民）を集めて引き連れることを命じられています。また、和泉守は北谷の触口（ふれぐち）に任じられ、北条領国の支城主や郡代の命令を郷村に伝達する任務を与えられています。

飯塚馨家文書 P8214 No.12291



猪俣邦憲判物 （天正十五年・一五八七）

《釈文》

知行方

五貫文 抱地之内

以上

右地出置候、致二

手作一、境目之

所用時ハ谷中

野伏相集、如三日

限二召連可レ参候、并

触口等申付候、一方

本意付而者、可二引立

者也、仍如レ件

亥

九月廿日 邦憲 花押

飯塚和泉守殿

《読み下し》

知行方（ちぎようかた）

五貫文 抱地（かかえち）之内

以上

右の地、出し置き候、手作（てづくり）致し、

境目の所用（しよう）時ハ谷中の

野伏（のぶせり）相集め、日限の如く

召し連れ参るべく候、並びに

触口（ふれぐち）等を申し付け候、一方

本意に付いては、引き立つべき者なり、

仍って件のごとし

亥

九月廿日 邦憲 花押

飯塚和泉守殿

【飯塚馨家文書 P 八二二四 No.一二三九二】